

東日本旅客鉄道(株)川崎発電所リプレイス計画環境影響評価 方法書に対する勧告について

平成18年9月1日
経 済 産 業 省
原 子 力 安 全 ・ 保 安 院

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、川崎発電所リプレイス計画環境影響評価方法書について、東日本旅客鉄道(株)に対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 神奈川県川崎市川崎区扇町
- ・原動力の種類 : ガスタービン及び汽力(コンバインドサイクル発電方式)
- ・出 力 : 20万kW級×3基

2. これまでの環境影響評価に係る手続き

環境影響評価方法書受理	平成18年 3月 6日
住民等意見の概要受理	平成18年 5月10日
知 事 意 見 受 理	平成18年8月4日(神奈川県) 平成18年7月31日(東京都)

問合せ先:電力安全課 吉田、金子
電話03-3501-1742(直通)
03-3501-1511(代表)
4921(内線)

【東日本旅客鉄道(株)川崎発電所リプレイス計画環境影響評価方法書
に対する勧告内容】

1. 調査、予測及び評価手法について

施設の稼働に伴う大気質については、ガスタービンの起動時や停止時に窒素酸化物排出濃度が急激に変動し、排ガスの着地濃度が高くなるおそれがあることから、発電設備の起動・停止の頻度や窒素酸化物排出量等を踏まえ、起動時や停止時における窒素酸化物についても検討し、必要に応じて予測及び評価を行うこと。